

福岡市次世代自動車の普及に向けた支援事業(電気自動車等)補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市次世代自動車の普及に向けた支援事業(電気自動車等)補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡市地球温暖化対策市民協議会(以下「市民協議会」という。)が、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車(以下「電気自動車等」という。)の購入について経費の一部を助成することにより、次世代自動車の普及に向けた支援を図り、運輸(自動車)部門の地球温暖化対策を推進することを目的に交付する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機として内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「電気」であることが記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な四輪以上の検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「ガソリン・電気」であることが記載されているものをいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が「圧縮水素」であることが記載されているものをいう。
- (4) 個人 福岡市に1年以上継続して住民登録をしている者をいう。
- (5) 事業者 福岡市に事業所等を有する個人事業主又は法人をいう。ただし、独立行政法人等の公法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人を除く。
- (6) 自治協議会 福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例(令和4年福岡市条例第2号)第2条第2号に規定する自治協議会のうち、「福岡市自治協議会に関する要綱」(平成16年4月1日制定)第2条第1項に掲げる要件を満たすものからの届出に基づき、第4条第1項の規定により区長が登録したものをいう。

(補助対象車両)

第4条 電気自動車等のうち、補助金を交付する対象となる車両(以下「補助対象車両」という。)は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、福岡市内の住所である自動車であること。
- (2) 自動車検査証の初度登録年月日が、令和7年4月1日から令和8年3月2日までの間であること。ただし、中古の輸入車の初度登録を除く。
- (3) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車については、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄が自家用であること。
- (4) 一般社団法人次世代自動車振興センターによる令和6年度補正予算「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」において、補助対象車両として指定されている車両であること。

2 同一年度内における申請可能台数について、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が個人の場合は、一人につき1台までとする。ただし、申請者が事業者の場合は、この限りではない。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表1に定めるとおりとし、かつ別表2に定める申請要件を全て満たす者とする。

- 2 補助対象車両を購入した者が、これまでに市民協議会から補助金を受けて補助対象車両を購入している場合は、当該車両登録後4年を経過していること。ただし、補助金を受けた翌年度以降に市民協議会から承認を受けて財産処分した場合を除く。

(暴力団の排除)

第6条 市民協議会は、福岡市暴力団排除条例(平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に準じ、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市民協議会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
 - (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市民協議会は、補助金の交付を受けた者(以下「補助金受領者」という。)が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。
- 4 市民協議会は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対して、当該申請者(法人または自治協議会であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象車両の車両本体価格とし、当該経費に係る、消費税及び地方消費税相当額、付属品等(メーカーオプションも含む)の購入費用を除いたものとする。また、値引きがある場合は、値引き後の価格を補助対象経費とする。

(補助金の交付額)

第8条 補助金の交付額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電気自動車 10 万円
- (2) プラグインハイブリッド自動車 5 万円
- (3) 燃料電池自動車 60 万円
- 2 前項の規定にかかわらず、国等の他機関からの補助金と前項の規定により算出した額の合計額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費と他機関からの補助金の差額を上限として交付する。
- 3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 4 補助対象車両が電気自動車で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものは、本条第 1 項第 1 号、第 2 項及び第 3 項の規定により決定した交付額に、5 万円を加えた額を交付額とする。
 - (1) 自動車検査証の「使用の本拠の位置」に記載されている住所において、再生可能エネルギー100%の電力契約をしていること。
 - (2) 補助対象車両の電気自動車用の充電設備を用いて、前号の電力により充電を行うものであること。

(申請受付期間等)

第9条 申請者は公募により募集することとし、第 10 条に規定する交付申請の受付期間(以下「申請受付期間」という。)は、令和8年3月2日までとする。ただし、申請受付期間であっても、第 10 条に規定する申請による補助金交付予定額が予算の範囲を超えた場合は、その日をもって申請の受付を終了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、予算の残額が第8条第1項各号に定める補助金の交付額未満となった場合、定額交付ができない車両については、申請の受付を終了するものとする。

(補助金の交付申請)

第 10 条 申請者は、補助対象車両の初度登録の日から2ヵ月以内又は令和8年3月2日のいずれか早い日までに、別表2に定める申請要件を満たし、補助金交付申請書(自様式第1号)に、別表3に定める書類(以下「交付申請書」という。)を添えて、不備・不足なく適正に市民協議会に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 11 条 市民協議会は、前条の規定による申請があったときは、速やかに交付申請書等の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 市民協議会は、前項の審査において必要があると認めるときは、現地調査を行うことができるものとする。
- 3 市民協議会は、第1項の規定により、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(自様式第2号)により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(自様式第3号)により、交付申請書の受付から原則1ヶ月以内に申請者に対してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 市民協議会は、補助金の交付を決定したときは、交付申請書に記載されている申請者名義の口座への振込により補助金の交付を行う。

(管理)

- 第 13 条 補助金受領者は、補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
- 2 補助金受領者は、取得財産の初度登録の日から4年以内(以下「処分制限期間」という。)に改姓や住所または相続による所有者の変更等、交付申請書の内容を変更するときは、あらかじめ変更届出書(自様式第4号)に変更内容がわかる書類を添えて、市民協議会に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第 14 条 補助金受領者は、取得財産を処分制限期間中に市民協議会の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、リース契約を解除し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 補助金受領者は、前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(自様式第5号)に本人確認書類の写しを添えて市民協議会に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 市民協議会は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、財産処分の承認を決定するとともに、財産処分承認通知書(自様式第6-1号)により、当該申請者に対してその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市民協議会は、補助金受領者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 12 条の規定により交付した補助金の一部または全部を市民協議会へ返還させることができる。

- (1) 本要綱に違反した場合。なお、本規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。
処分制限期間に対して、違反を行った日から処分制限期間の満了日までの月数(1ヵ月未満は切り捨て)の割合に相当する補助金額
 - (2) 偽りその他不正な方法により本補助金を受給した場合。なお、本規定により返還を求める額は、全額とする。
- 2 市民協議会は、補助金受領者が第 14 条第3項の規定による承認を受けて取得財産を処分したときは、次項に定める方法により算定した額を返還させることができる。
- ただし、その取得財産の処分が本人の責めに帰さない事由によるものとして次の各号に該当するときは、市民協議会は補助金の返還を求めないものとする。
- (1) 災害等により財産処分した場合
 - (2) 過失割合が 50%未満の事故により財産処分した場合
 - (3) その他市民協議会が特に認める場合

3 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。

処分制限期間に対して、取得財産の処分を行った日から財産処分制限期間の満了日までの月数(1ヵ月未満は切り捨て)の割合に相当する補助金額

4 第1項及び第3項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

5 市民協議会は、第1項及び第2項の規定により返還を求める場合は、補助金返還請求書(自様式第6-2号)により、当該申請者に対してその旨を通知するものとする。

(補助金申請手続きの依頼)

第 16 条 申請者は、第 10 条の規定による補助金交付申請に係る手続きを第三者(以下「**手続代行者**」という。)に依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きの代行を行うに当たっては、本要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

(協力)

第 17 条 補助金受領者は、取得財産の初度登録の日の属する年度から4年間、次に掲げる事項について可能な範囲で協力しなければならない。

(1) 使用状況に関するアンケート等の提出

(2) 災害時等に、福岡市から申請車両の活用の要請があった場合における対応

(3) 補助対象車両が燃料電池自動車の場合、福岡市が運営する水素ステーションの積極的な利用

(4) その他市民協議会が協力を依頼する事項

(個人情報の取扱)

第 18 条 市民協議会は、福岡市次世代自動車の普及に向けた支援事業(電気自動車等)補助金において個人情報を収集するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 61 条第1項の規定に準じて、その利用する目的を明確にし、個人情報を取り扱う事務を遂行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行うものとする。

2 収集した個人情報は、市民協議会のほか、市民協議会と個人情報に関する機密保持契約を締結した第三者において、利用目的のために必要な範囲に限り、利用することができるものとする。

3 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、福岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年福岡市条例第8号)その他関係法令の本旨に従い、適正に行うものとする。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等について必要な事項は、市民協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

(別表1)補助対象者

補助対象者	補助対象車両	車両の使用者(※1)
個人 自治協議会	① 電気自動車 ② プラグインハイブリッド自動車 ③ 燃料電池自動車	個人 自治協議会
事業者 (個人事業主・法人)	③ 燃料電池自動車 ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車は補助対象外	事業者(※2)

(※1) 自動車検査証もしくは自動車検査証記録事項に記載の「使用者の氏名又は名称」及び「使用の本拠の位置」と一致していること。ただし、「使用者の氏名又は名称」及び「使用の本拠の位置」に記載が無い場合は、「所有者の氏名又は名称」及び「所有者の住所」と一致していること。

(※2) 補助対象者が法人である場合に限り、当該法人の役員又は従業員が、補助対象車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得したことにより自動車検査証上の使用者となっている場合または支店等を使用の本拠地とする場合も可とする。

(別表2)申請要件

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 申請者が、交付申請時から交付決定時までの間に市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がないこと。
- (2) 補助対象者が自治協議会の場合、補助対象車両の購入またはリース費用として、福岡市自治協議会共創補助金を活用していないこと。
- (3) 購入の場合、補助対象者は、車両の購入者であり、かつ補助対象車両の自動車検査証上の所有者であること。ただし、所有権留保付ローンによる購入の場合は、自動車検査証上の所有者が自動車会社またはローン会社等であること。
- (4) 購入の場合、補助対象車両は、代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること。ただし、支払いの手続きには、手形による支払いを除く。
- (5) リース契約の場合、リース期間は処分制限期間以上であること。
- (6) 自動車を販売する業を営む法人が所有者となる車両の場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。
- (7) 自動車を販売する業を営む法人のうち、自動車を販売する業を主として営む法人が、当該車両の自動車検査証上の使用者となる場合は、その者が当該車両と同一名称の車両を、当該車両の初度登録日前一年以内に販売していないこと、かつ、初度登録日後一年以内は販売しないこと。自動車を販売する業を主として営む法人とは、次のいずれにも該当する者をいう。ただし、新たに自動車を販売する業を営む者である場合については、市民協議会が個別に判断する。
 - ① 直近の会計年度における総売上に占める自動車販売(新車販売に係るもの)に係る売上の比率が15%超である者
 - ② 直近の会計年度における年間の新車販売台数が20台超である者
 - ③ 前各号に相当する者として市民協議会が特に認める者

(別表3) 交付申請書

書類の種類	申請者	添付書類
(1) 申請者・使用者を確認する書類	①個人	・住民票の写し(申請日時点において、発行から3ヶ月以内で、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの) ・運転免許証の写し(住所変更等の記載事項がある場合は裏面も必要)
	②個人事業主	・住民票の写し(申請日時点において、発行から3ヶ月以内で、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの) ・補助対象車両の使用の本拠地が住民票の住所と異なる事務所である場合は、事務所の住所がわかる資料
	③法人	・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し(申請日時点において、発行から3ヶ月以内であるもの) ・役員名簿(自様式第7号) 【法人の役員又は従業員が補助対象車両の使用となる場合】 ・申請者と使用者の関係性がわかる書類 【申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合】 ・申請者と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる書類
	④自治協議会	・自治協議会規約 ・役員名簿(自様式第7号)
(2) 購入者、購入車両及び購入価格等が確認できる書類	共通	・注文書、契約書、請求書等の写し
(3) 補助対象車両を確認する書類	共通	・<u>自動車検査証記録事項</u>の写し
(4) 車両代金の支払いを確認する書類	共通	・領収書、銀行が発行する振込証明書(振込金受取書等)の写し ※宛名(申請者名)、金額、購入車両名、領収日、発行日、領収者名、領収印が正しく記載・押印されているもの 【リース契約の場合】 ・今後全額支払いすることが明記されているリース契約書等の写し 【所有権留保付ローンを利用して購入した場合】 ・領収書の写し ※領収書の発行がない場合は、販売店と申請者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等の写し ※車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛てであること ※申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること
(5) 市税に係る徴収金に滞納がないことを証明する書類	共通	・市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し(申請日時点において、発行から3ヶ月以内のもの) ※交付申請書の中で、市税等の課税状況及び納税状況の照会が行われることについて同意する場合又は申請者が自治協議会の場合は提出不要
(6) 補助金の振込先を確認できる書類	共通	・通帳等の写し ※金融機関名・店名・預金種目・口座番号・口座名義がわかるもの

(7) 下取車がある場合に提出する書類	共通	<下取車の価格を購入金額の全てに充当し、(4)の領収書等の写しが提出できない場合のみ提出> ・下取車在庫証明書(自様式第8号) ※査定士が適正下取価格であることを認めたもの
(8) 要綱第8条第4項に定める追加交付を申請する場合に提出する書類	共通	・再エネ電力利用による追加交付申請書(自様式第9号) ・電力契約書もしくは利用明細書(申請日時点から遡って3ヶ月以内のもの)の写し ※電力会社名、契約メニュー名、電力使用場所住所が明記されていること